

(案)

## 令和6年度見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託契約書

沖縄県知事 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、令和6年度見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務に関する業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(注意義務)

第2条 乙は、別紙の仕様書に従い、委託業務を遂行しなければならない。

(委託期間)

第3条 契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、第1条の規定に基づき乙に対して、金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)を乙に支払うものとする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 委託料の対象経費は仕様書のとおりとする。

3 乙は、甲から付託された委託料を委託業務以外の目的に使用してはならない。

4 甲は、第1項の適法な請求があったときは、請求を受けたときから30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

5 甲は、自己の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

6 契約保証金 金〇〇〇,〇〇〇円

(委託料の変更)

第5条 契約締結後において、天災事変その他予測しがたい状況の変化により委託業務が履行できなくなったときは、その事情に応じ甲乙協議して委託料の額を変更する。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「簡易かつ容易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(事業報告書及び収支決算書の提出)

第7条 乙は当該事業終了後7日以内に事業報告書及び収支決算書を甲に提出しその承認を受けるものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
- (3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約（一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。） 、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイ

からホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第9条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（乙の解除権）

第10条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

（不正行為等に対する措置）

第11条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の施設等に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第1項から第3項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第13条 この契約に関し疑義が生じたとき又は、この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するために契約書を2通作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事名

乙 ○○○○  
○○○○○  
○○○○ ○○○○